

消費税増税ストップ! 社会保障の拡充と景気の回復こそ

◎ 2月17日、赤羽ラガーデンと十条・キコ-堂前で、区民のみなさんといっしょに、党区議団も参加して、「消費税増税はやめよ」の宣伝、署名とおこなわれました。2時間で**659筆**の署名。

◎ 22日の区議会代表質問で、共産党の山崎たけ子議員は、「増税とともに、社会保障の改悪は許されない。区長は政府に、きちんともの言うべきではないか」と、せまりました。2きぎき区の姿勢を質して明かす。

日本共産党は
提言を
発表
しま
した。

第16号議案参考資料 ————— 平成24年2月15日 —————
(平成24年第1回定例会全員協議会資料) 健康福祉部介護保険課

「東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例」について

1. 介護保険料基準額の算定

- (1) 第5期における標準給付費総見込額は711億9千万円となり、これにより算出される介護保険料基準月額額は5,152円となる。
- (2) 介護給付費準備基金の平成23年度末の残高見込は、14億4千万円となっている。今後の給付費の増大にも備えて4億4千万円を積み残し、10億円を取り崩すことにより、保険料基準月額は4,806円となる。
- (3) 東京都財政安定化基金取崩しによる交付額2億3千万円を活用することにより、月額78円の軽減となり、最終的な保険料基準月額は4,728円(年額:56,733円)となる。

第5期の第1号被保険者の介護保険料基準額
月額：4,728円 (年額：56,733円)

2. 保険料段階・保険料率の設定

上記の保険料基準額(月額4,728円、年額56,733円)に、所得段階に応じた保険料率をかけたものが実際の保険料となる。

- (1) 段階区分の多段階化(10段階の設定)
段階については、所得状況等に応じて保険料をきめ細かく設定するために、第4期の9段階設定をさらに多段階化し、10段階の設定とする。
- (2) 特例第3段階の設置
負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階とするため、第3段階のうち一定の要件を満たす方には、保険料率の引き下げを行う。

今議会に提案された介護保険料(1号被保険者)

3. 所得段階別保険料額

第5期(改正後)			第4期(現行)	
所得段階 保険料率	対象となる方	保険料年額	所得段階 保険料率	保険料年額
第1段階 ×0.5	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	28,400円	第1段階 ×0.5	20,800円
第2段階 ×0.5	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	28,400円	第2段階 ×0.5	20,800円
特例 第3段階 ×0.66	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	37,400円	第3段階 ×0.72	30,000円
第3段階 ×0.72	世帯全員が住民税非課税で、第2段階および特例第3段階以外の方	40,800円		
特例 第4段階 ×0.86	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	48,800円	特例 第4段階 ×0.86	35,800円
第4段階 ×1.0	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、軽減対象者以外の方	56,700円	第4段階 ×1.0	41,600円
第5段階 ×1.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、125万円以下の方	68,100円	第5段階 ×1.12	46,600円
第6段階 ×1.35	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、125万円を超えて200万円未満の方	76,600円	第6段階 ×1.25	52,000円
第7段階 ×1.6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上300万円未満の方	90,800円	第7段階 ×1.50	62,400円
第8段階 ×1.7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、300万円以上500万円未満の方	96,400円		
第9段階 ×2.0	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、500万円以上800万円未満の方	113,500円	第8段階 ×1.75	72,800円
第10段階 ×2.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、800万円以上の方	124,800円	第9段階 ×2.00	83,300円

※: 保険料(年額)は、保険料基準額(年額)×基準額に対する比率(保険料率)で算定後、100円未満の端数について四捨五入した金額となっています。